

豊頃町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成30年11月改訂

豊頃町通学路安全対策連絡協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「豊頃町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「豊頃町通学路安全対策連絡協議会」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・十勝総合振興局帯広建設管理部 浦幌出張所
- ・池田警察署
- ・豊頃町校長会
- ・各学校 PTA
- ・豊頃町役場住民課
- ・豊頃町役場施設課
- ・豊頃町教育委員会（事務局）

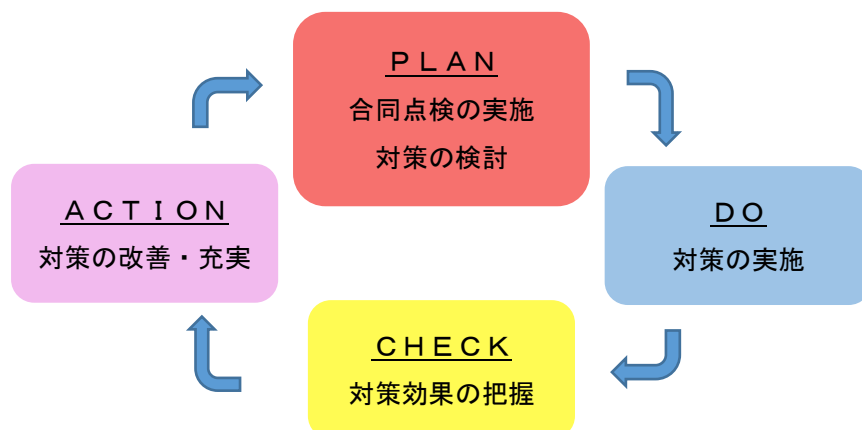
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

〔通学路安全確保のためのPDCAサイクル〕



(2) 定期的な合同点検

連絡協議会は、学校からの報告や関係機関からの提示に基づき、早急に対策が必要な危険箇所、交通状況の変化や通学路の変更による新たな危険箇所など、緊急性や危険性などを勘案し、必要に応じて学校ごとに合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施のあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。